

## 児童手当での保育料・給食費の納付について

ふじみ野市保育課

現在、中学3年生までの児童生徒に、児童手当が毎年6月・10月・2月にそれぞれ4ヶ月分ずつ支給されることになっています。

この児童手当は、児童手当法第21条の規定に基づき、保護者様からの申し出により未納となっている保育所の保育料や給食費の納付に充てることができます。

児童手当からの天引きになりますので、是非この制度を活用し、納付にご協力いただきますようお願いいたします。

保育所の保育料や給食費が未納となった場合、  
児童手当での納付に同意される方

**裏面**の「児童手当に係る学校給食費等（保育料・給食費）の徴収等に関する申出書」をご記入いただき、お子様の通っている保育所（園）若しくは保育課へ入所申請書類一式とあわせて提出してください。

※ 児童手当の額は、お子様の人数や保護者様の所得金額により変更になる場合があります。

※ 兄弟姉妹がいるときは、1枚の申出書にまとめて記入してください。

※ 子ども手当の申請や児童手当の現況届の提出、税の申告がまだお済みでないときは、早めに手続きしていただきますようお願いいたします。

◇ **児童手当法第22条の規定では、事前にお知らせすることにより、申し出がなくても児童手当から保育料を徴収すること（特別徴収）が認められています。特別徴収をおこなう場合には、別途お知らせいたします。**

問い合わせ先

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1

ふじみ野市 こども・元気健康部 保育課 保育係

電話 049-262-9035

児童手当  
特例給付に係る学校給食費等（保育料・給食費）の徴収等に関する申出書

ふじみ野市長 宛て

私は、児童手当法第21条の規定に基づき、ふじみ野市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額の全部又は一部を、以下の費用の支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、中学校卒業までの児童手当等から当該費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用
保育所保育料・保育所給食費未納分

令和 年 月 日

住 所 ふじみ野市

ふりがな

保 護 者(児童手当受給者) 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

(自署の場合、押印不要)

↓入所児童だけでなく、手当の対象となっている児童全員を記入してください。↓

ふりがな

児 童 の 氏 名 \_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

ふりがな

児 童 の 氏 名 \_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

ふりがな

児 童 の 氏 名 \_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

ふりがな

児 童 の 氏 名 \_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)

ふりがな

児 童 の 氏 名 \_\_\_\_\_ (平成・令和 年 月 日生)